

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年2月20日

株式会社 田村ビルズグループ

代表取締役 田村 伊幸

問合せ先：山口本社 083-902-0950

<https://tamura-builds.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「TAMURA フィロソフィ」として掲げる「人として正しいことを行う」という共通の価値観に基づき、社内一体化を図りながら事業活動を推進しています。このフィロソフィをすべての経営判断の根幹に据えています。

お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーの皆さまとの対話を重視し、適切な協働を目指します。そのため、経営の透明性確保と積極的な情報開示に努めます。これにより、株主の皆さまの権利および平等性が適切に確保されるよう配慮いたします。

また、経済・社会環境の変化に迅速に対応し、ステークホルダーの期待に応えるため、実効性の高い監督のもと、迅速かつ果敢な意思決定と業務執行を徹底します。この体制を通じて、グループの企業価値向上を目指します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田村 伊幸	350,000	35.0
株式会社TMR	350,000	35.0
田村 英子	300,000	30.0

支配株主名	田村 伊幸
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

田村伊幸は、当社の代表取締役であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market、Fukuoka PRO Market
決算期	5月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100名以上500名未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社が支配株主との取引を行う場合には、当該取引条件を公正かつ適切な条件に照らし合わせて決定し、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。</p> <p>関連当事者取引については、取引の際には取締役会の承認を必須としています。このような運用を通じて、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しています。</p>
--

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	6名以内
定款上の取締役の任期	2年以内
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	3名
社外取締役の選任状況	選任していない

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3名以内
監査役の人数	2名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループの監査体制は、実効性と網羅性を最大限に高めるため、監査役、内部監査部門、及び監査法人が緊密に連携しています。
 それぞれの監査結果や実施状況の詳細な報告を受け、リスク認識や重点監査項目に関する意見交換を積極的に行う「三様監査」を実践することで、監査範囲の最適化と質の向上を図っております。これにより、グループ全体の内部統制及びガバナンス体制に対する重層的な監視機能の確保に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		A	B	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島田 直行	弁護士											
吉谷 一成	公認会計士											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 直行		—	弁護士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社グループの監査体制の強化を図るべく、社外監査役として選任し

			ております。
吉谷 一成		—	公認会計士としての専門的な知識及び経験を有しており、当該知識と経験からの視点により、当社グループの監査体制の強化を図るべく、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、取締役、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与者に対して、業績向上に対する意欲や士気向上及び優秀な人材確保のため、当社への貢献度等を勘案して付与を決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、1億円以上である取締役が存在しないため、個別の報酬開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬の範囲内で、取締役会場で決定しております。また個別の報酬については、代表取締役に一任しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>a. 取締役会 取締役3名と監査役2名で構成し、経営方針、経営計画、内部監査方針、リスク管理方針を決定するとともに、必要に応じ、関連する部門のオブザーバー参加者からの報告や説明を求めています。監査役は、業務執行にあたる取締役の監督をしています。毎月1回の定時取締役会に加え、開催の必要が発生した場合は、その都度臨時取締役会を開催しています。</p> <p>b. 監査役 監査役は、取締役会から独立した機関として、毎期の監査方針・監査計画などに従い、取締役、内部監査担当である管理部とその他の使用人などと意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めています。また、取締役会その他重要な会議に出席し、適宜説明を求め、発言を行っています。</p>

c.	<p>監査役協議会 監査役協議会は、監査役間で情報共有や意見交換を行う場として機能します。これにより、監査業務の効率化や質の向上が図られるほか、経営に対する独立した視点を強化する役割を果たしています。原則として半期に1回開催しております。</p>
d.	<p>経営審議会 グループの戦略と方針に基づき、親会社及び子会社の重要な決済事項について審議をする会議体です。子会社の重要な業務執行について、事前に親会社を含めた多角的な視点で審議を行う会議体として経営審議会を設置します。この審議会は、職務権限規程に定める重要事項を対象とし、意思決定の適正性と透明性を確保します。なお参加者は、代表取締役、取締役、監査役、子会社の代表取締役及び参加の命じられた者となります。</p>
e.	<p>リスク管理委員会 当社及びその子会社に予期せぬ損害や損失を発生させる可能性のあるリスクに対し、適切な管理を実現することを目的とする委員会です。当社グループが直面する潜在的なリスクを特定・評価し、対策を策定・実施することで、事業の安全性と持続可能性を確保しています。当委員会は、四半期に一度定期的に会議を開催し、当社の代表取締役、取締役、監査役、及び子会社の代表取締役が参加いたします。なお当社のリスク管理責任者は管理担当取締役が担い、子会社のリスク管理責任者は各子会社の代表取締役が担います。</p>
f.	<p>コンプライアンス委員会 コンプライアンス委員会は、法令遵守や倫理基準の維持・向上を目的としています。不正行為やリスクを未然に防ぐための対策を検討し、企業活動が公正かつ透明性を持って行われるよう指導・監督しています。原則として四半期に1回開催しています。</p>
g.	<p>会計監査 当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。2025年5月期において監査を執行した公認会計士は、新開智之、相羽美香子の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。</p>
h.	<p>内部監査及び監査役の状況 当社の内部監査は、管理部を主管部署として、取締役会承認を受けた内部監査規程とその実施要領に基づき、当社及びその子会社を会社単位で監査しています。なお、管理部の監査は、相互監査として総務部が実施いたします。また内部監査担当者は、監査役・監査法人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。 監査役は、内部監査担当者より監査の実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。</p>

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

<p>当社グループが現行のガバナンス体制を選択している理由は、複数の事業子会社を束ねる持株会社として、グループガバナンスの強化と子会社の事業における機動性の確保を両立させることを最重要課題としているためです。 特に経営審議会を設置することで、各事業子会社の独立性を最大限に尊重しつつ、子会社の重要な意思決定がグループ全体の戦略と整合しているかを事前に確認し、迅速かつ主体的な経営判断を可能にする体制としています。 また、監査機能においては、監査役、会計監査人、内部監査部門が連携し一体となって有効に機能しており、グループ全体に対して実効性の高い監視体制を確立していることから、本体制を採用しております。</p>

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
--	------

株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知につきましては、決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り、早期発送に努める方針であります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日につきましては、より多くの株主が出席できるよう、集中日を回避し、またアクセスの良い開催場所を選択するなどの利便性も考慮してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	将来は、会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討していきたいと考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討していくべき課題と認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しておりません。
その他	株主の皆様が議案を検討するための十分な時間を確保できるように早期発送に努めてまいります。
実施していない	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、当社ホームページにおいて公表することを検討しております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後検討すべき事項と考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後検討すべき事項と考えております。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に、IR 情報ページを開設し、TDnetにおいて開示された情報や決算情報、発行者情報についても掲載していく予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理担当取締役を責任者として、総務部を担当部署としてIR 活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	「インサイダー取引防止規程」等社内規程を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております
環境保全活動、CSR 活動等の実施	廃棄物の再資源化や空き家再生による環境保全に加え、古絵本寄贈や災害支援など地域への貢献も継続しております。また、学生と地域課題を共に考えるPBL活動にも積極的に参画し、次世代育成とまちづくりの学びの場を提供しています。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	当社はステークホルダーに対して、適時適切に企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定した「TAMURA フィロソフィ」に基づき、法令及び社会倫理に則った考え方・活動、行動の徹底を図っています。

- a. 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするリスク管理委員会、コンプライアンス委員会をリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づいて設置し、当社グループ全体におけるリスクコントロール及びコンプライアンス意識の浸透と向上を図っています。
- b. 当社は、内部通報規程を定め、当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という。）を当社内に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処しています。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない体制を整えています。なお、当社の内部通報窓口は、弁護士による窓口を2か所設置しております。
- c. 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をいたしません。
- d. 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図っています。
- e. 当社は、業務分掌規程及び職務権限規程を定め、適切に業務を分担することで、特定の組織または特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、効率的な事業運営と内部牽制機能の発揮を図っています。
- f. 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、以下の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を制定・公表し、それに基づいた企業活動を行っています。

【反社会的勢力に対する基本方針】

- a. 当社グループは、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。
- b. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求の一切を拒絶し、裏取引や資金提

<p>供を行いません。</p> <p>c. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対し、民事および刑事の両面から法的対応を行います。</p> <p>d. 当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するために、警察、暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。</p> <p>e. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対応する役員及び従業員の安全を確保します。</p> <p>【倫理規程、行動規範等】</p> <p>a. 倫理規程、行動規範に代えて「TAMURA フィロソフィ」にて、「人として正しい考え方」を学び、倫理観を養い、またそれを社内で共通の価値観として共有することで、全社員の行動規範として実践しています。</p> <p>b. 就業規則上で「反社会的勢力との関わりを持たないこと」を遵守事項として定めています。</p> <p>(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況</p> <p>a. 対応統括部門は管理部として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、運用を開始しています。</p> <p>b. 「反社会的勢力対応規程」の付属のマニュアルとして「取引先の属性チェックに関するマニュアル」「反社会的勢力対応に関するマニュアル」を制定し、具体的な属性チェックの方法や、実際に反社会的勢力と対峙する場合の留意事項を定めています。</p>

V. その他

1. 買収への対応方針導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

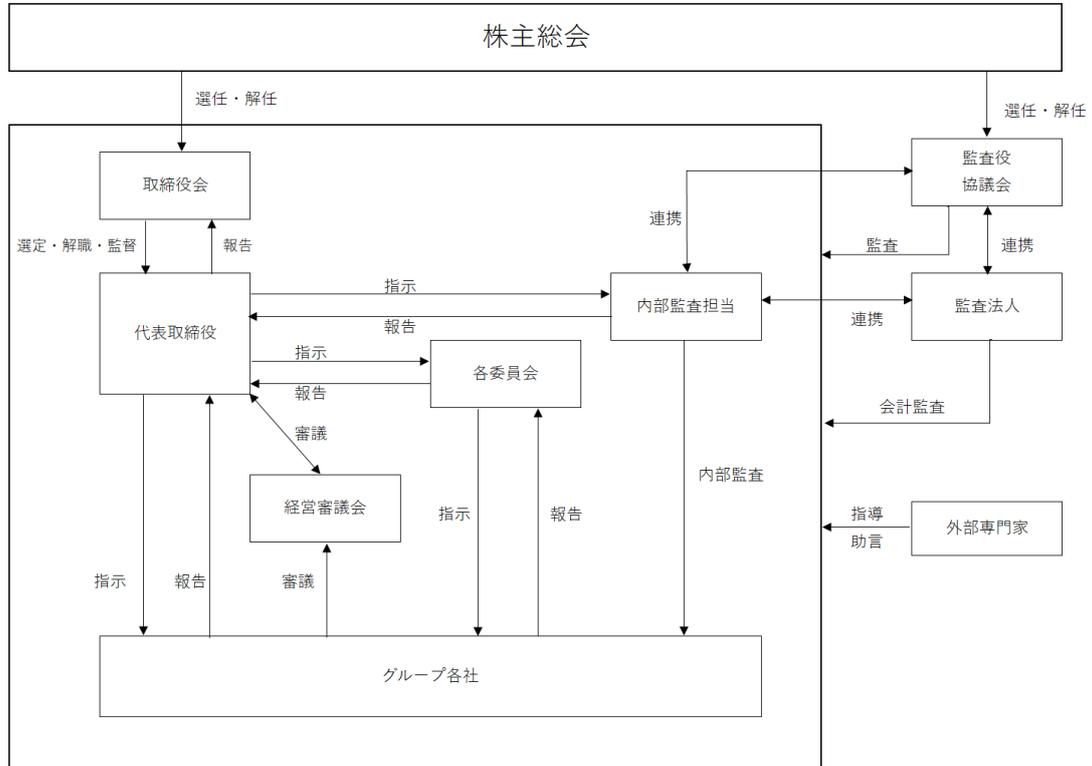
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの様式図を参考資料として添付しております。
--

【模式図(参考資料)】

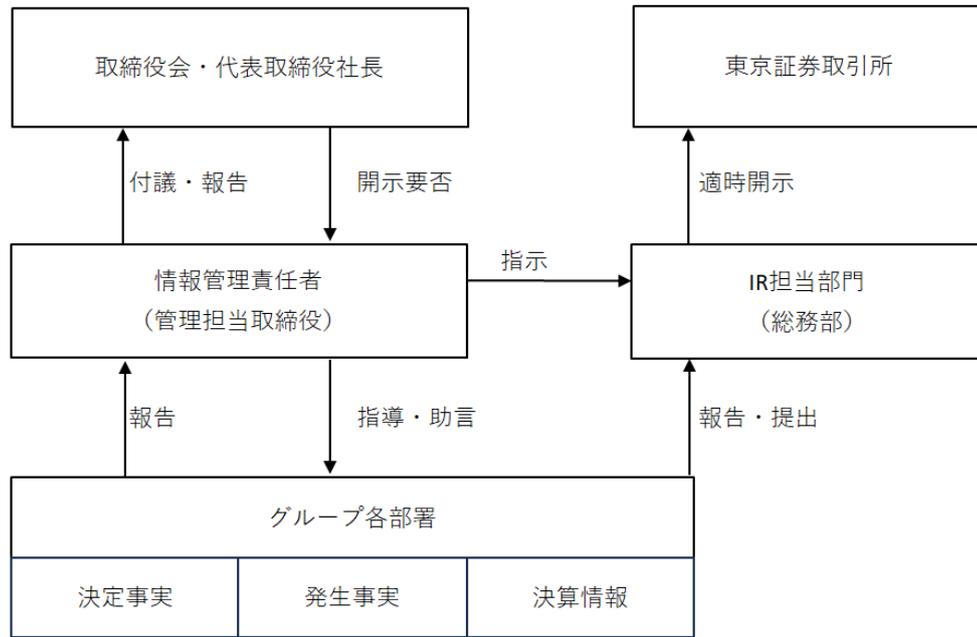
当社のコーポレート・ガバナンス体制の様式図は、次の通りであります。

【コーポレートガバナンス】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフロー図は、次の通りであります。



以上